

こどもたちが安心して豊かに暮らせる脱炭素社会に向けて

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正について

川崎市

これまでの経過等



- ■令和 2 年 2 月 「**2050年のCO2排出実質ゼロ**」表明
- ■令和2年11月 **脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050**」策定
 - ●2050年の脱炭素社会の実現を目指す取組を開始
- ■令和4年3月 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」策定
 - ●2030年目標設定等を位置付け
 - ①**CO2排出目標 ▲50%**(2013年度比)
 - ②再エネ導入目標 33万kW (現状趨勢の2倍の導入)
 - ⇒上記達成のため、**40の施策**を位置付け

例)再エネ義務制度検討、全ての公共施設への太陽光設置

- ■令和5年3月 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」改正
 - ●脱炭素社会を位置付け
 - ①建築物太陽光発電設備等総合促進事業
 - ②事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を重要施策と位置
- ■令和5年4月以降 条例に位置付ける**重要施策が段階的に施行**



新たな条例制度の全体像(R5.3月改正)

▼ 総称建築物太陽光発電設備等総合促進事業

制度1

特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新増築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積**2,000m²未満**の新築建築物を**市内に年間一定量以上建築・供給**する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

制度3

建築士太陽光発電設備説明制度

建築士に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う**説明義務**

制度4

建築物太陽光発電設備**誘導支援制度**

地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな **誘導支援の枠組みの創設**

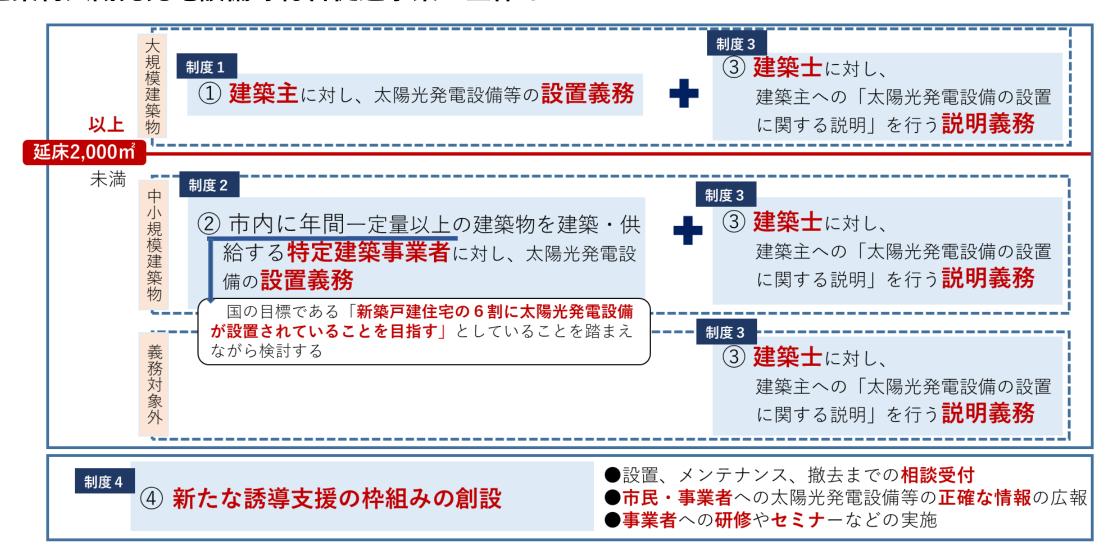
■ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

制度5

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度(条例報告義務制度)」の見直しによる、 新たな事業者評価・支援制度の創設

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の全体イメージ





【制度5】事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方

義務対象者

■ 1号:原油換算年1,500kL以上使用する事業者

■ 2号:原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者

■ **3号:車両100台**以上保有する事業者

■ **4号**: CO₂以外の温室効果ガスを年**3,000t-CO**₂以上排出する事業者

制度概要

- 市が2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する**評価項目を設定**し、対象事業者に対し、当該評価項目に係る**計画書・報告書の提出義務**を課す。
- 併せて、中小規模事業者向けの<mark>簡易版制度</mark>も創設。
- **評価結果に応じた誘導支援**及び**評価結果の公表**を検討。

※ 評価基準・評価方法等を設定・公表し、有識者等による評価内容の確認を行うことを想定

評価項目

【評価軸①】2030年度CO₂削減目標達成

評価項目①

- 1 温室効果ガス排出量(直近のみ)
- 2 温室効果ガス排出量(過去含む)
- 3 省エネ
- 4 再エネ・電化
- 5 自動車

【評価軸2】2050年カーボンニュートラル

評価項目②

6 中長期目標・イノベーション等(事業者全体のCO₂削減取組・イニシアチブ加盟、Scope3等の取組を含む)



評価水準イメージ

A水準

評価結果が対象項目の満点中90%以上を取得

B水準

評価結果が対象項目の満点中50%以上を取得

C水準

評価結果が対象項目の満点中49%以下

評価結果の 公表

- 対象事業者の**項目別評価**、**事業者別評価**を一覧表等で取りまとめ、市のホームページ等へ 一定期間(3年程度を想定)公表。
- **公表期限、時限的・経過的措置、事前意見聴取手続き**などのフォローアップ手段を検討し、 特定事業者の不利益に配慮。
 - ※ イノベーション技術など**秘匿情報**については公表を差し控える

簡易版制度

■ 評価項目のうち「CO₂排出量削減」及び「再エネ・電化導入」のみを必須とするなど、**多くの事業者が活用しやすい制度**を目指す。

誘導支援策

- **企業のチャレンジを支援**する誘導支援制度を検討。
- 中小規模事業者へのインセンティブが働く誘導支援制度を検討。



地球温暖化対策強化の必要性の背景

制度全体に係る背景等

- 地球温暖化は人々の生活の安全を脅かしており、このリスクを最小限に抑えるため、2050年の脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現がパリ協定において世界共通の目標に掲げられ、全世界で取組が進められており、今後数年間が正念場。
- 令和3 (2021) 年10月、国は地球温暖化対策計画を策定。国全体として2030年度に温室効果ガス排出量▲46%削減(2013年度比)を目指すとした。
- 令和3 (2021) 年10月、国は第6次エネルギー基本計画を策定。2030年度において、新築戸建て住宅の**6割**に太陽光発電設備の設置を目指すとした。

条例改正の背景





建築物太陽光発電設備等総合促進事業に係る背景

- 市域の再生可能エネルギーポテンシャル試算では、現状の再生可能エネルギー導入量に対し、2050年には十73万kW分のポテンシャルが存在する。そのうち、住宅用・事業用の太陽光発電が約72万kWと追加分の約99%を占めており、住宅用・事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が特に重要。
- ロシア・ウクライナ情勢による我が国のエネルギー安全保障危機。 東京電力管内の電気料金は令和3 (2021) 年1月以降 **18か月連続**で値上がり。
- 近年、再生可能エネルギー利用設備の設備容量(需要)増加に伴い太陽光発電コストは低下。
- 改正建築物省エネ法が公布され、令和7(2025)年度からすべての新築住宅・非住宅に 省エネ基準への適合義務化するなど、国は建築物への省エネ対策を強化する一方で、再エネ 利用設備については設置義務化に踏み切っていない。
- これから新築される建築物の多くが**2050年もストック**(蓄積)。市内の年間の新築・増築建築物のうち、**99%**が延べ床面積2,000m²未満の建築物であり受注上位30者で全体の約**61%**を占める。





事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に係る背景

- 市内の温室効果ガス排出量等が多い報告義務対象者(約170者)で市域の排出量の約80%。
- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**とされる。
- 本市は製造品出荷額等が政令市最大(R1)であり、日本の産業を牽引する一方、政令市最大のCO₂等排出都市(R1)でもあり、市内の事業者が脱炭素化に取り組むことは、産業競争力の維持・強化の面でも重要であり、日本全体での脱炭素化にも貢献する。



(1) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例改正の目的・意義

- 気候変動の影響・被害は既に顕在化しており、将来的には本市域を含む国内に深刻 な被害・損害が生じる可能性が高く市民の安全・安心な暮らしが脅かされている。
- 条例改正により、本市の大きな地域特性ともいる「**都市型エリア**」「**国内有数の産 業エリア**」という特徴を踏まえた新たな制度を位置付け。
- 本市は、脱炭素社会の実現を旨とした改正条例をもって、全国を牽引する先進的な 取組の展開を進めていく。



(2) 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の目的・意義

- 国は「2050年カーボンニュートラル」を法定化し、「**再生可能エネルギーの主力電 源化を目指し最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む**」こととした。
- 150万人を超える人口を擁しエネルギーの大消費地である本市が、産業部門だけでなく民生部門でも取組を進めることは重要であり、電力ひっ迫や電気料金高騰への対応、災害時のレジリエンス強化など、**建築物への太陽光発電設備の導入を積極的に取り組んでいく意義が大きい**。
- こうした考えのもと、都市型の地域特性をもつ本市における、脱炭素社会の実現に 資する民生部門のCO2削減の有効な方策として「建築物太陽光発電設備等総合促進 事業」を進めていく。



(3) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の目的・意義

- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際 競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**となっている。
- 本市は**製造品出荷額等が政令市最大**であるとともに、**政令市で最大の温室効果ガス 排出都市**であり、エネルギーや製品の素材・原料を、首都圏を中心に広域的に供給 する一方で、温室効果ガスを大量に排出してきた。
- カーボンニュートラルに資する持続可能な活動は世界共通の前提となりつつあり、 カーボンニュートラルへの適応が遅れると、市内の産業競争力の低下を招くおそれ がある。
- こうした考えのもと、脱炭素化と産業競争力の維持・強化の両立を図る有効な手段 として「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」を進めていく。

全体スケジュール



令和4年度末	条例改正
令和5年度秋頃	<u>制度3・5</u> 規則改正、 <u>制度4</u> 開始予定
令和5年度末頃	<u>制度1・2</u> 規則改正
令和6年4月	制度3、5施行
令和7年4月	制度1、2施行

項目	R4年度	R5年度~	R6年度~	R7年度~
制度1 <u>特定建築物</u> 太陽光発電設備等 導入制度		選手 選手 選手 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	準備・周知等 ←	制度施行
制度 2 <u>特定建築事業者</u> 太陽光発電設 備導入制度		詳 細検 討・ 表 ・ 変 表 ・ 変 の ま り ・ 変 り き り り り り り り り り り り り り り り り り り	準備・周知等 ◆>	制度施行
制度3 <u>建築士</u> 太陽光発電設備説明制 度	条例改正	準 備 ・ 思 用 知 等	制度施行	——
制度 4 建築物太陽光発電設備 <u>誘導支</u> <u>援</u> 制度		・パップ は ブロ ・		—
制度 5 <u>事業活動</u> 脱炭素化取組計画 書・報告書制度		************************************	制度施行	